

# 鳥取縣公報

第七十號

昭和十四年十月六日

金曜日

本書ノ大キサ國定規格A5判

## 縣令

◇鳥取縣令第三十一號

昭和二年三月鳥取縣令第十四號鳥取縣會計規則中左ノ通改正シ昭和十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十四年十月六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

第二條中「保健所」ノ次ニ「機械工訓育所」ヲ加フ

◇鳥取縣令第三十二號

昭和二年三月鳥取縣令第十四號鳥取縣會計規則中左ノ通改正シ昭和十四年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十四年十月六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

第五條ヲ左ノ通改ム

縣出納吏ハ知事官房及總務部經濟部學務部ニ在リテハ會計課長警察部ニ在リテハ警務課長各廉ニアリテハ會計主任ヲ以テ之ニ充ツ但シ財務出張所ニ於ケル縣出納吏ハ知事之ヲ命ス

告示

特別ノ必要ニ依リ臨時ニ現金ノ出納ヲ爲サシムル縣出納吏ハ其ノ都度知事之ヲ命ス

鳥取縣告示第六百三十一號

鳥取縣 倉吉 財務出張所管内ニ於ケル左記ノ者ニ對シ縣稅檢査章返納並ニ交付セリ

昭和十四年十月六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

鳥取 財務 出張 所 管 内

區分	年 月 日	番號	所 屬 廳	職 名	氏 名
返納	昭和十四年九月九日	四九	八頭郡 山郷村役場	書記	大橋 秀男
交付	昭和十四年九月十二日	四九	同	同	藤原 輝治
返納	昭和十四年九月十四日	六五	氣高郡 美穂村役場	同	殿村 房雄

倉吉 財務 出張 所 管 内

交付	昭和十四年九月十四日	六五	同	同	大西 直治
區分	年 月 日	番號	所 屬 廳	職 名	氏 名
返納	昭和十四年九月十八日	二二	東伯郡 旭村役場	書記	新信 善逸
交付	昭和十四年九月二十日	六八	同	同	谷川 正治
同	同	六九	同	書記補	市場 輝政
同	同	七〇	東伯郡 上郷村役場	書記	山根 安一

鳥取縣告示第六百三十二號

鳥取都市計畫事業溫泉街土地區劃整理設計書ノ件昭和十四年十月三日認可セリ  
昭和十四年十月六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第六百三十三號  
 昭和十四年九月二十八日管下日野郡阿比緣村ニ其ノ農地委員會ヲ設置シタリ  
 昭和十四年十月六日  
 鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第六百三十四號  
 昭和十四年十月三日管下岩美郡大岩村ニ其ノ農地委員會ヲ設置シタリ  
 昭和十四年十月六日  
 鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第六百三十五號  
 管下西伯郡ニ於テ左ノ通家畜傳染病發生セリ  
 昭和十四年十月六日  
 鳥取縣知事 副 見 喬 雄

病名	畜類	性	年齡	發生年月日	年斃 年月日	發病 地
豚丹毒	豚	牡	二才	昭和十四年 九月廿四日	治療中	西伯郡淀江町 養良農學校
同	同	牡	一才	同 九月廿七日	同	西伯郡日吉津村 富吉

◆鳥取縣告示第六百三十六號  
 鳥取縣臨時負債處理委員會委員ニ左記ノ者ヲ選任セリ  
 昭和十四年十月六日  
 鳥取縣知事 副 見 喬 雄

酒津村 和田 定七  
 鳥取縣知事 副 見 喬 雄  
 酒津村 新實夫  
 鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第六百三十八號  
 左記ノ者隼村負債整理委員會委員ニ任命セリ  
 昭和十四年十月六日  
 鳥取縣知事 副 見 喬 雄

垣田 兵治郎 垣田 一郎 西村 龜治  
 松田 良三 田中 久雄 森田 正一  
 池本源藏 木下 壽男 毛利 壽

鳥取縣告示第六百三十九號

左記ノ者小鷺河村負債整理委員會委員ニ任命セリ

昭和十四年十月六日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

田中幸市

遠藤正雄

福安曆造

吉田勘藏

前田芳治

倉益清市

三谷孫平

鳥取縣告示第六百四十號

左記ノ者中濱村負債整理委員會委員ニ任命セリ

昭和十四年十月六日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

永井貞錄

北盛德

松本積善

足立正榮

松本茂

松下定

足立精

長山賢雄

河岡雪雄

齊藤定雄

米谷准二

村田清

鳥取縣告示第六百四十一號

因伯牛犢生產檢查規則第一條ニ依ル生産檢查ヲ左ノ通施行ス  
依テ昭和十四年七月二十九日迄ニ生産シタル犢ノ所有者又ハ管理者ハ該犢ヲ所定ノ檢查所ニ牽付ケ  
檢查ヲ受クベシ

昭和十四年十月六日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

検査月日	検査場所	検査区域	牽付時刻
十月十八日	日野郡八郷村大字清原	日野郡八郷村一圓	午前九時
十月十九日	同 大字丸山	同	同 十時
同	同 大字久古	同	午後二時
十月二十日	同 二部村大字二部	同 二部村一圓	午前九時
同	同	同	午後二時
十月廿四日	同 溝口町大字中祖	同 溝口町一圓	午前九時

同	同	同	同	同	同	同	同	同
十月廿五日	十月廿六日	十月廿七日	十月廿八日	十月三十日	十月卅一日	十一月一日	同	同
溝口家畜市場	溝口町大字金屋谷	同 大字栃原	江尾村大字佐川	同 大字江尾	同 大字美用	同 大字侯野	同 大字洲ヶ崎	同 大字下榎
同	同	同	同	同	同	同	同	同
日光村一圓	日光村一圓	同	江尾村一圓	米澤村一圓	同	同	同	同
午後二時	午前九時	同	同	午前十時	同	午前九時	午後二時	午後二時

鳥取縣公報 第一千七十號 昭和十四年十月六日 (第三種郵便物認可) 八

同	同	同	同	同	同	同	同	同
十一月二日	同	同	同	十一月四日	同	同	同	同
根雨町大字濁谷	同 大字本山	同 大字印賀	同 大字洲ヶ崎	同 大字榎市	同 阿毘緣村	同 阿毘緣村	同 阿毘緣村一圓	同 大字下榎、本郷、安原、津地
同	同	同	同	同	同	同	同	同
根雨町大字濁谷、三土、門谷、 秋繩	同	同 大宮村一圓	同	同 日光村一圓	同	同	同	同
午前九時	午後二時	午前十時	午後二時	午前九時	午後二時	午後二時	午前十時	午前九時

鳥取縣公報 第一千七十號 昭和十四年十月六日 (第三種郵便物認可) 九

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
十一月六日	十一月七日	十一月七日	十一月八日	十一月九日	十一月九日	十一月九日	十一月十日	十一月十日	十一月十日
同上村大字茶屋	同上村大字多里	同上村大字三榮	同上村大字多里	同上村大字多里	同上村大字多里	同上村大字多里	同上村大字多里	同上村大字多里	同上村大字多里
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
山上村一圓	多里村一圓	日野上村一圓	多里村一圓	多里村一圓	多里村一圓	多里村一圓	多里村一圓	多里村一圓	多里村一圓
午前十時	午前十時	午前九時	午前十時	午後二時	午後二時	午後二時	午前十時	午前十時	午前十時

鳥取縣告示第六百四十二號  
 昭和十四年十月二日左記ノ者ニ對シ鶏卵荷造手免許證ヲ下付セリ  
 昭和十四年十月六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

免許證號	住	所	氏名
一	東伯郡中北條村大字江北	一九八五番地	磯江文太郎
二	西伯郡名和村大字名和	一一一八番地	豊島藤吉
三	東伯郡長瀬村大字長瀬	一二九〇番二地	片岡和美
四	西伯郡外江村	一一八八番地	古徳正己
五	同 高麗村大字今津	二六六番地	本多榮一
六	同 餘子村大字高松	四三一番地	中島昂
七	日野郡日野村大字舟場	三三六番地	三好雅美
八	西伯郡宇田川村大字中西尾	二二三番地	森田美佐男
九	同 上道村	三三八番地	佐々木孝
一〇	同 大篠津村	一二四六番地	本池昌富

一一	岩美郡本庄村大字本庄	三六〇番地	鶴木	清
一二	西伯郡中濱村大字小篠津	九〇九番地	角喜	高
一三	米子市桃町二丁目	一三八番地	江畑	一
一四	同 (内町七二番地) 立町二丁目三二番地		東萬	吉
一五	西伯郡淀江町	九一五番地	雲木	よ
一六	日野郡神奈川村大字氏庫	七五〇番地	加藤	久人
一七	氣高郡正條村大字勝見	九一番地	木下	二郎
一八	西伯郡名和村大字名和	一一五九番地	本田	三郎
一九	同 上道村	八五〇番地	佐賀	省三
二〇	東伯郡舍人村大字漆原	二七五番地	岡本	辰雄
二一	同 橋津村大字橋津	三七二番地	河崎	丈夫
二二	同 舍人村大字白石	六四〇番地	福井	正晴
二三	西伯郡中濱村大字小篠津	三八九九番地	井田	只
二四	東伯郡淺津村大字上篠津	七〇番地	龜崎	源一

二五	西伯郡中濱村大字小篠津	三七〇番地	松本	育栗
二六	東伯郡八橋町大字田越	三八一ノ一	田中	定芳
二七	西伯郡中濱村大字小篠津	三〇三七番地	村田	梅次郎
二八	岩美郡浦富大字牧谷	五一九番地	竹内	キ少
二九	西伯郡中濱村大字小篠津	三七五七番地	佐藤	新一郎
三〇	東伯郡八橋町大字八橋	四八九番地	林原	孝文
三一	西伯郡縣村大字河岡	六八九番地	後藤	宗
三二	東伯郡西郷村大字上餘戸	二六九番地	涌島	正徳
三三	西伯郡巖村大字二本木	二七二番地	妹尾	定市
三四	東伯郡長瀬村大字長瀬	一一七八番地	若木	久雄
三五	同 西郷村大字伊木	八五番地	福井	堯
三六	同 泊村大字字谷	一二五〇番二	山田	松信
三七	西伯郡中濱村大字小篠津	七四四番地	佐篠	正太郎
三八	岩美郡浦富町浦富	一四七七番地	永美	忠勝

三九	八頭郡西郷村大字中井	三一八番地	田中慶治
四〇	西伯郡中濱村大字小篠津	三七五九番地	木村乙重
四一	同	四八一番地	角寛之
四二	同	三七六九番地	木村只義
四三	同 中濱村大字小篠津	三七六〇番地	木村智枝子
四四	八頭郡國英村大字釜口	六九番地	遠藤丈夫
四五	鳥取市東品治町	二番地	戸田八太郎
四六	東伯郡泊村大字石脇	六八番地	田中成義
四七	西伯郡中濱村大字小篠津		木村保惠
四八	鳥取市東品治町	戸田武次郎方	川口幸男
四九	岩美郡本庄村大字本庄	四一七次一番地	山本幸太
五〇	氣高郡鹿野町六二四番地		加藤武男
五一	八頭郡賀茂村大字福本	二二五番地	三好貞男
五二	西伯郡渡村大字森岡	九〇四番	木下周治

五三	東伯郡市郷村大字金市	二五〇番地	小谷次郎
五四	米子市桃町二丁目	一三一番地	山本幸太郎
五五	西伯郡中濱村大字佐斐神	二九九一番地	井田ノブ子
五六	東伯郡旭村大字本泉	一九四番地 一九五番地	宮本宗由
五七	西伯郡上道村	二七〇番地	門永雄次
五八	同 中濱村大字小篠津	三七六九番	木村義彦
五九	岩美郡福部村大字箭溪	三八番地	山本榮太郎
六〇	八頭郡八上村大字曳田	二〇六番地	安部鹿藏
六一	西伯郡夜見村	一二〇番屋敷	森川八造
六二	同中濱村大字小篠津	九六四番地	木村豊逸
六三	東伯郡舍人村大字藤津	七四一番地	清水輝夫
六四	西伯郡上道村	六三二番地	寺本佳三郎
六五	同 渡村大字森岡	五四八番地	榎野宗孝
六六	同 中濱村大字小篠津		木村茂



六七	同	崎津村大字陵津	一二九三番地	友森
六八	同	中濱村大字小篠津		木村幸徳
六九	東伯郡由良町大字由良	一三八七番地	吉田清勝	
七〇	鳥取市東町	三二六番地	戸田玄太郎	
七一	東伯郡西郷村大字伊木	一四二番地	河島千三	
七二	西伯郡中濱村大字小篠津	七五一番地	本角正次	
七三	氣高郡明治村大字上原	二一八番地	山川正一	
七四	東伯郡由良町大字由良	九八番地	道祖尾万藏	
七五	同	西郷村大字八尾	二七番地	浦富美登
七六	同	同	二二番屋敷	福井源太郎
七七	同	大字栗尾	二二三番一	向井近藏
七八	同	大字伊木	一三八番地	河田正晴
七九	同	同	四六番屋敷	河島惣三衛門
八〇	西伯郡大津村			安田忠近

八一	同	中濱村大字小篠津	三六三三番地	村田長重
八二	同	大字佐斐神	九七九番地	永田宏
八三	東伯郡長瀬村大字長瀬	一二八七番地		林茂

◆鳥取縣告示第六百四十三號  
 昭和十四年九月產婆登錄名簿ノ訂正者左ノ如シ  
 昭和十四年十月六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

住所 鳥取縣米子市立町一丁目九二番地  
 昭和十四年九月十二日本籍住所開業地變更ニ依リ產婆名簿訂正方昭和十四年九月十日  
 三日附出願ニ對シ昭和十四年九月二十八日訂正

安 井 ま ん  
 明治十七年三月二十八日生

◆鳥取縣告示第六百四十四號  
 市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通假設建築物建築ノ許可セリ  
 昭和十四年十月六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 建築主ノ住所氏名  
 米子市祇園町一丁目二五番地  
 株式會社石黒造船所  
 社長 石 黒 茂 一 郎

一 建築物ノ所在地  
 米子市祇園町二丁目 二〇八番地  
 二〇九番地

一 用途  
 板 塀 造

一 構造種別  
 木 造

一 板塀ノ高さ  
 二、四 米

一 延長距離  
 一、二二九〇 六米

一 命令事項

一 本建築物ノ存続期限ハ都市計劃事業實施迄トス

一 前項ノ存続期限滿了ノ時ハ都市計劃事業實施者ノ指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スベシ

一 本建築物ヲ他人へ讓渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ヅベシ

一 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ

◆鳥取縣告示第六百四十五號

市街地建築物法施行細則第二五條ニ依リ左ノ通假建築物建築ノ件許可セリ

昭和十四年十月六日

鳥取縣知事 副 長 橋 雄

一 建築主ノ住所氏名

鳥取市今町一丁目二四番地  
 佐々木 榮

一 建築物ノ所在地

鳥取市藪片原町六十三番地ノ一ノ地先

一 用途  
 店 舗

一 構造種別  
 木造瓦葺二階建一棟

一 建築物ノ面積  
 建築面積 五〇、平方米  
 突出セル部分 五〇、平方米

一 命令事項

一 本建築物ノ存続期限ハ都市計劃事業實施迄トス

一 前項ノ存続期限滿了ノ時ハ都市計劃事業實施者ノ指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スベシ

一 本建築物ヲ他人へ讓渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ヅベシ

一 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ

彙報

行旅死亡人

- 一 取 扱 者 鳥 取 縣 米 子 市 長
- 一 死 亡 者 ノ 本 不 詳
- 一 死 亡 者 ノ 職 商 人 風 不 詳
- 一 死 亡 者 ノ 年 推 定 三 十 才 位 男
- 一 死 亡 種 別 推 定 死
- 一 死 亡 年 月 日 推 定 屍 體 發 見 前 約 四、五 時 間 昭 和 十 四 年 九 月 六 日
- 一 屍 體 發 見 所 米 子 市 車 尾 地 內 (通 稱 新 上 手) 鐵 道 線 路 京 都 起 點 三 三 三 五 米 附 近
- 一 屍 體 ノ 狀 況 前 記 地 點 右 足 ノ 切 斷 セ ラ レ タ ル ア リ 全 所 ヨ リ 約 廿 五 米 大 山 驛 ニ 向 ケ テ 行 キ タ ル 地 點 ニ 頭 部 ナ キ 胴 體 ア リ 全 所 ヨ リ 約 百 米 位 大 山 驛 ニ 向 ケ テ 行 キ タ ル 所 ニ 頭 部 ノ 破 損 セ ル モ ノ ト 左 手 ノ 切 斷 セ ラ レ タ ル モ ノ ガ 飛 散 シ オ リ 鐵 道 線 路 內 片 肉 片 ガ 飛 散 シ 居

一 着 衣 人 相 白 人 絹 シ ャ ツ、人 絹 黑 帶 一 本 茶 色 毛

リ タ リ 糸 製 胴 卷 鼠 色 ベ ン ツ 黑 足 袋 黑 絹 羽 織 人 絹 鼠 色 着 物 身 長 五 尺 一 寸 位 肥 エ タ ル 方 頭 髮 丸 刈 其 他 ハ 破 損 シ 居 リ テ 不 明

一 所 持 品 黑 皮 製 折 財 布 (在 中 壹 圓 札 四 枚、五

十 錢 札 三 枚、五 十 錢 銀 貨 四 枚、拾 錢 白 銅 貨 五 枚、五 錢 白 銅 貨 一 枚、一 錢 銅 貨 一 枚、一 文 錢 二 枚) 懷 中 時 計 ノ 破 損 セ ル モ ノ 一 個 黑 皮 製 折 財 靴 在 中 萬 年 筆 一 本 鉛 筆 一 本 爪 切 ケ 二 錢 郵 便 切 手 二 枚 小 型 手 帖 一 冊 煙 葉 一 冊 ノ 一 冊 岡 山 縣 地 圖 一 枚 オ ル 一 枚 フ ロ シ キ 一 枚 ハ プ ラ シ 一 本 右 履 入 一 個 桐 下 駄 一 足 扇 寸 一 本 ベ ナ 子 一 個 昭 和 十 四 年 九 月 六 日 午 前 七 時 三 十 分 於 現 場

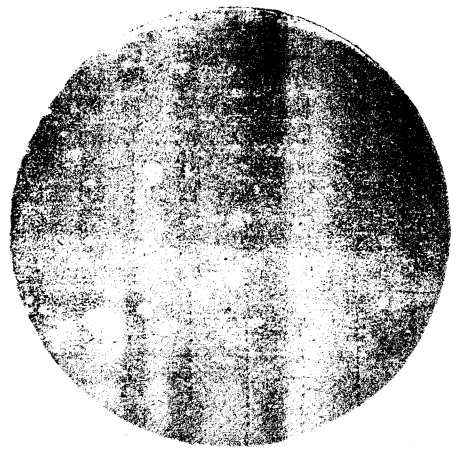
一 檢 視 ノ 日 時 場 所 昭 和 十 四 年 九 月 六 日 午 前 七 時 三 十 分 於 現 場

一 檢 視 者 ノ 意 見 飛 込 自 殺 市 內 博 勞 町 二 丁 日 法 城 寺 墓 地 ニ 假 埋 葬

一 處 分 願 未 見 飛 込 自 殺 市 內 博 勞 町 二 丁 日 法 城 寺 墓 地 ニ 假 埋 葬

彙報 第二十四號

事變特報



舉國一致 盡忠報國 堅忍持久

### 目 次

- 一 軍事保護院の  
新設に際して……軍事保護院副總裁 兒玉政介 二三四頁
- 一 國民精神總動員銃後後援強化  
週間に際して……鳥取縣總務部長 清水谷 徹 二八頁
- 一 第六回勞働統計實地調査……(統計課) 三四頁
- 一 體力章檢定の實施……(社會教育課) 三六頁
- 一 鳥取縣立鳥取工業學校の設立……(學務課) 三九頁
- 一 物價騰貴の危険と引上げ禁止……(商工水産課) 四一頁
- 一 第一回市町村吏員講習會……(地方課) 四三頁
- 一 市町村長早害對策懇談會……(農產課) 四六頁
- 一 鳥取縣滿洲農業移民地視察團の出發……(社會課) 五〇頁
- 一 第四次滿蒙開拓義勇軍決定……(同) 五一頁

仰げ日の丸のたへよ傷兵

### 軍事保護院の新設に際して

軍事保護院副總裁 兒 玉 政 介

(一)

昭代の歴史的聖事たる興亞の大業が、幾多の難局を見事に打開して輝かしい成果を収めつつあることは我等國民の限りなき歡びである。しかし、これは獨り我國にのみ關することではなく、今次の事變が東亞の新秩序を建設せんが爲の正義の戦ひであることを考へるならば、その及ぼす影響は洵に重大であつて、同時に我等國民の使命について、十分正しき認識が與へられねばならぬことを痛感する次第である。

長期戦態勢はすでに定まり、長期建設は着々進み、國家總力の強化を圖る國家總動員の運動はいよゝ緊張の度を加へて來た。今こそ前線銃後の區別なく、一億一心の體當りで、すべてを解決して行かねばならぬ秋である。ここに於て身を武装しない銃後の我々は、心をしつかと武装して、第一線將兵の勞苦に應へて、總力戦に滅私奉公の至誠を披瀝して戦ひ抜かねばならぬが、前線將兵の士氣に最も重大な影響を及ぼす軍人援護の事業に於ける協力は、とりわけ緊要であることは謂ふまでもない。

軍人援護に關する事業は、これを大きく分ければ、一般軍人援護事業と傷兵保護事業とになるが何れも共通した精神を以て貫かれてゐる。即ち本事業は、一般の社會事業とは全くその本質を異に

し、我が國體の本義と軍人援護の國民的道義とに基いて、慎重に實施せらるべき嚴肅な事業であつて、苟くも個人主義的な權利義務の觀念に發するものではなく、深遠な倫理的要求の發露に外ならない。

かかる指導精神の下に、運営せられる軍人援護事業は、今次事變勃發以來、數次の機構改革を経て今日に至り、いよ／＼完璧を期し得ることとなつた。即ち、昭和十二年十一月内務省社會局に、「臨時軍事援護部」が設置せられ、軍事扶助、傷兵保護その他軍事援護に関する事項を處理することとし、事變勃發後の事態に對應したのであるが、翌十三年一月厚生省の新設に伴ひ本事業も亦同省に移管せられた。爾來事變の擴大するに従つて、傷病兵に對する保護對策は、特別に慎重な態度を以て實施する必要を認め、昨年四月厚生省の外局として「傷兵保護院」を特設した。そこで軍人援護に關する事業は「臨時軍事保護部」と「傷兵保護院」の二者によつて行はれたのである。

然るにその後於て事態はいよ／＼重大化し、銃後に於ける活動は直に第一線と結ぶこととなり軍人援護の事業はますます重要性を加へて、整然たる組織と統制ある機構によつて、更に萬全を期して行はれることを要するに至り、事變第二周年に當つて、七月十五日從來の組織を統合して軍事保護院の新設となつた。一般軍事援護事業と傷兵保護事業とは、軍事務に服する者を中心として起る問題に關する點に於て共通性を有し、兩者何れも直接間接に、軍の行動に密接な關係を有することに於て、かりそめにも忽にすべからざる重要性を具へてゐるから、統一ある指導方針の下に、一元的行政組織によつて之を行ふことが必要となつたのである。

軍事保護院は厚生大臣の管理に屬し、傷病兵に對する保護事業、並に軍人遺族の援護に關する事業を實施するのであつて、その組織は總裁、副總裁の下に總裁官房、援護及び業務の二局を置き、援護局に於ては軍人扶助法の施行、軍人の遺族及び家族の援護、並に一般國民及び傷病軍人の軍人

の遺族、家族の教化指導その業務局の主管に屬し、事項を取扱ひ、扶助課、援護課、及び指導課の三課に分れ、業務局に於ては傷病軍人の療養、職業保護及び工營に關する事務を取扱ひ、業務輔導、醫療及び工營の四課に分れて居り、尚ほ傷病軍人の療養又は職業保護の施設として、特に全國各地方に療養所又は職業輔導所を設けることとなつてゐる。更に顧問、參與、専門委員を置いて識者の協力を求め、軍人援護事業の完璧を期することとなつてゐる。

かくの如き時局柄極めて重大な事業は、官民一体となつて全力を擧げて實施しなければならぬのであつて、本年度の豫算は八千九百餘萬圓が計上せられ、民間團體も巨費をここに投じ、進んで協力してゐる次第である。

## (二)

軍事保護院に於て實施する事業を、要約して説明すれば次の如くである。  
一般の軍人援護事業は、軍事扶助法による扶助、法律によらざる軍人の家族、遺族の援護、並に歸還軍人の援護等物心兩面に互り、各種の對策が講じられてゐる。

軍事扶助法は、兵役に服した爲に生活が困難となつた者を扶助する目的を以て制定されたもので一般軍人援護事業の中樞をなしてゐる。扶助を受け得る者は、下士官兵の家族遺族、傷病兵及びその家族遺族であつて、生活扶助、醫療、助産、生業扶助等の扶助が行はれる。昨年度に於ける所要經費は約八千五百萬圓に達した。

次に軍人遺族の援護は、戦歿者の遺功を偲ぶと共に、名譽ある家門を顯揚する上に力添へをする意味より考へても必要であつて、遺兒の育英並に遺族の職業保護として授職、輔導及び教員の養成

等に遺憾なきを期する外、事變が長期に亙るに伴ひ、物的援護に併行して精神的援護の必要がいよゝゝと切迫したため、遺族家族指導囑託の設置等により精神的方面に於て格別の考慮を拂つてゐる。遺族援護のための豫算として、本年度に於ては百萬圓が計上せられてゐる。

召集解除又は除隊となつて歸郷した軍人に對し、一目も早く生業に復帰せしめて關係家族の生活の安定を得しめることは、復員對策としても極めて必要なことである。本年度は豫算七百萬圓が計上せられ生業上の援護、生活及び醫療上の援護を行つて居る。

軍事扶助法に就ては既に述べたが、例へば内縁關係の妻子、伯父伯母、甥姪等軍事扶助法の適用を受け得ない者、及び軍事扶助法に該當するに至らざるも、實情上援護を要する者に對する必要な援護を行ふために、昭和十二年度は百萬圓、昭和十三年度以降は一千萬圓の助成金を計上し、道府縣に配布して援護を行はしめて居る。昭和十三年の四月から十一月までの八月間に援護を受けたる者は、約三十三萬戸、六十二萬人を超へてゐる。

かくの如く軍人援護に關しては、各種の施設が講せられてゐるが、事變が長期に亙るにつれて、軍人の家族、遺族の家業、家事及び身上等に就て起る問題は少くはなく、之に對して適切な解決を與へることが緊要となり、軍事援護相談所が道府縣並に市區町村に設置せられ、昭和十三年度以降百萬圓の助成金が計上せられてゐる。現在總數一萬二千餘ヶ所あり、優秀な成績を擧げて活動してゐる。

次に傷痍軍人の事業に就ては、傷痍軍人の教養、一般國民の教化、傷痍軍人の職業並に醫療保護、傷痍軍人の優遇、その他各種の施設が講せられ、本年度は約一千六百萬圓の豫算が計上せられてゐる。傷痍軍人が自己の名譽と矜持を保持しつつ、再起奉公の熱意と心構へとを涵養すると共に、一般國民は將來永く傷痍軍人に對し尊敬と感謝の念を持し、傷痍軍人をして安んじて自力更生の出來

るやう、諸般の施設が設けられてゐる。

傷痍軍人が陸海軍病院より退院した後、傷病の再發、結核又は精神障礙等の場合に於て、その醫療に努め、心身の恢復を圖ることは、再起奉公を全うせしめる物的基礎であるから、國立の療養所を全國三十六ヶ所に設置し、道府縣には委託療養又は居宅醫療の途を開いて居る。今秋十月頃には是等の全施設が完成する筈である。

傷痍軍人が職業に就いて自立することは、生活上のみならず、心身の鍊磨の上にも、極めて肝要であることは云ふまでもないから、職業の再教育のための輔導所を、大阪と福岡とに新設するの外財団法人啓成社に助成し、或は道府縣をして職業再教育を實施せしめ、又失明傷痍軍人の爲には、特別の施設として教育所及び寮を設け、その他小學校及び中等學校教員の養成、學資の給與、作業義肢の配給、生業資金の融通等萬般の施設が完備してゐる。

以上が軍人援護に關する事業の概説である。

### (三)

畏くも上 皇室に於かせられては、常に民草の上に有難き御仁慈を垂れさせ給ひ、とりわけ昨年十月三日には、軍人援護に關する勅語を賜ひ、且つその費として御内帑金を御下賜遊ばされた。官民ひとしく 皇恩の宏大、聖慮の無疆なることに感泣し、御思召の萬一にも應へ奉らんと堅く心に

つた次第である。今や軍事保護院の新設によつて、軍人援護の行政機構は完備した。残る問題は、この組織に之が運営の生命を如何に吹込むかであつて、それが爲には官民一体、一億一心の實を擧げつつ、本事業

の指導精神を日常生活の上に具現することによつて、目的は達成せられるのである。  
 東亞新秩序を建設する爲の聖業は、堅實な歩みを以て進められてゐるが、後門に尙ほ幾多の狼が牙を磨いてゐることを考へなければならぬ。  
 長期の戦いと輝かしい建設とが、並び行はれる現在に於ては、銃後の力は國家總力の源泉とも稱すべく、軍人援護事業の役割は益々重要となつて來るのである。軍事保護院の設置に際し、一億國民の協力をいよく切望して己まぬ次第である。

× × ×

## 國民精神總動員銃後

### 後援強化週間に際して

鳥取縣總務部長 清水谷 徹

今回國民精神總動員銃後々後援強化週間が全國に互り實施されることとなり、我が鳥取縣に於きましても舉縣一致官民協力の下に夫々の行事を行ふことと致したのであります。

恐れ多くも我が皇室に於かせられました事は事變發生以來常に銃後の事に御軫念遊ばされ、殊に戦歿軍人の遺族や傷痍軍人の上に、又出征軍人の家族の上に限りなき御仁愛を垂れさせ給ふことは申すも長き極みであります。

天皇陛下に於かせられました清昨年の十月三日首相御宮中に召させられ、優渥なる勅語を下し給ふと共に多額の御内帑金を下賜あらせられ、皇后陛下にあらせられましても傷病將士の身上をお勞り遊ばされ、有難き御歌を拜しましたことは重ね重ねの御仁慈只々恐懼感激に堪へない所でございませす。私共は一層碎勵の誠を致し、銃後々援の完璧を期しこの宏大無邊なる大御心に添ひ奉るやう期しなければなりません。

本年はこの日を記念といたしまして十月三日より一週間之れが週間を行ふこととなり、私はこの週間を迎ふるに當りまして、縣民諸君に對し所懐の一端を述べ併せて御願ひ致したいと存するのであります。

願ひますれば事變勃發以來既に二年有餘を経過致しました。此の間上陛下の御稜威のもとに勇猛果敢なる皇軍將兵は堂々正義の陣を進め、粉骨碎身凡ゆる困苦缺乏に耐へ、寡兵克く衆に當り敵壘を奪ひ鮮血を浴びて新東亞建設の聖業の爲めに奮戦され、その武勳は支那四百餘洲を蔽ふて光り輝き、宇内列國を驚嘆せしめて居るのであります。此の皇軍の限りなき御勞苦と比類なき御功績に對し私共は到底言葉では表はし得ない感激と景仰の念に胸を打たれるのであります。

此れと同時に内に在つて此の聖戦の目的を貫徹する爲、生活上、生業上相續いで迫り來る幾多の不便を物ともせず、一意銃後の御奉公に邁進せられつつある銃後國民の雄々しき姿を見、或は出征軍人の鼓舞激勵に又は其の遺家族の慰藉、勤勞奉仕等に、あらゆる努力を捧げ銃後々援の強化に不斷の赤心を發揮され、之が野に卷に滿ち溢れて居る有様に接します時、誠に涙ぐましい感激と非常なる心強さを感じるのであります。

併しながら翻つて今次事變の眞の姿を眺めますると前途は極めて遼遠であります。我等は舉國一致益々長期の覺悟を堅めなければならぬと存するのであります。

01033

皇軍の到る處に於ける勝利は我々が想像する様に易々と獲られて居るのでありません。今の支那兵は十數年間教へ込まれた抗日意識に燃へて戦ふ意志の旺盛な青年であり、諸外國より供給せられた新鋭武器を持つた軍隊でありまして、御稜威の下皇軍のみ克く勝ち得る所でありませぬ。

又往時の日清・日露の役には諸外國はよく日本を理解し、且つ好意ある援助をすらし惜まないのであります。今有事變に於ては此の理解と援助が乏しきのみならず東洋永遠の基礎を堅めて廣く世界の平和に貢獻せんとする我が帝國の眞意を誤解し、陰に陽にこの聖戰を妨害せんとする態勢が強いのであります。

而も今有事變の聖戰たる意義を發揚し其の眞目的を貫徹せんが爲には、東亞新秩序建設の爲に支那に於ける物心兩方面の再建を果さねばなりません。この建設作業が完成されるまでは、亞細亞の盟主たる我等の使命を果したとは言へないのであります。此は我國にとりては曠古の大事業であります。我等國民は心の奥底から今度の事變が國家總力戰であり、又非常に長期に亙るものであることを克く認識致しまして、國民全體が全生活の上にその覺悟を現はして行くのでなくてはならないのであります。而して今度の戰爭は將兵のみの戰でなく、其の將兵に世界無比の實力を發揮して頂く爲には其の將兵をして些かなりとも後顧の憂あらしめてはならないと共に、之に必要な武器彈藥を滞りなく供給せねばならないのであります。此れが爲には銃後の國民が其の地位、職業の如何を問はず、老若男女一人残らず第一戰の將兵と同じく戰鬪に参加してゐると言ふ強い自覺を以て各自の持場々々に於て其の最善を盡さなければなりません。

今有事變に於ては支那は勿論諸外國も、戰鬪に於ては到底日本に勝てない事をよく知つて居りますので出來得る限り事變を長びかせ銃後國民の敗退する機會を窺つて居るのであります。斯様に考へます時、我等銃後國民の責の如何に重大なるか、痛感せざるを得ないのであります。

01034

然らば銃後の戰士として如何なる行動を爲すべきかと申しますと、其の一つは我等銃後の戰士は物資並に物價の統制、消費の節約、貯蓄の奨励、金の集中、廢品の回收等之等國家の要求を、恰も召集令狀を受けた將兵と同じ心持を以て一身一家の利害を後にし勇んで之に服従し、眞劍に之を勵行することでありませぬ。若し銃後國民に此等の事が出來なかつたならば、差當りの戦費を支辨し軍需資材を供給することが困難なのであります。戦費が調はず銃砲彈藥の供給が充分に出來なかつたらば、如何程忠勇無比なる我が將兵と雖も到底最後の勝利を得ることは出來ませぬ。將兵は命令一下無上の榮譽として第一戰に赴くのであります。銃こそ取らね私共も第一戰の將兵と同じく戰爭に参加して居る戰士であります。種々の統制や貯蓄の奨励等は我等銃後の戰士に下された赤紙と考へ、個々の不便不自由を忍んでも喜んで之に従はなければなりません。

其の二は出動將兵の遺族及家族の援護・傷痍軍人保護の完璧を期することでありませぬ。私等の身代りとなり生命を的に戰つて下さる將兵や、此の戰によつて名譽の戦死或は負傷又は病を得られたる方々に對し滿腔の感謝を捧げ、又其の遺家族の援護に努むることは我等日本人の持つべき當然の責務であり歡びでなければなりません。私共は、「後は引受けた」と激勵して我が將兵を戰場に送り、或は神前に誓ひ又約束したこの言葉を斷じて忘れてはなりません。銃後に心更かるる様では猛き武夫も力一杯の戰が出來ませぬ。私共はこの嚴かなる誓ひと約束を實行し將兵をして斷じて後顧の憂なからしめなければなりません。以上二つの事が銃を執らぬ我等戰士に課せられたる任務であります。而してこれを完全に果し得るか否かに今有事變の勝敗が懸つて居るのであります。

さて愈々昨三日より銃後々々援強化週間が始まり、其の間種々の行事が行はれますが、事變が長期建設の新段階に入つた時局下に於て實に意義深い催であると言はねばなりません。

我々は先づ第一に聖戰中央にして新東亞建設の尊い礎となられた將兵の英靈に對し、衷心より感



謝と敬意を表すると共に、或は墓參をなし又默禱を捧げまして其の英靈を慰め冥福を祈り、又戰場に於て敵彈に傷き病魔に冒された軍人は所謂「生きた人柱」でありまして、護國の英靈と均しく洵に尊敬すべき人々であり、戦捷の影には戦歿の勇士と共に此等傷痕軍人の偉功の數々があることを忘れてはなりません。

政府に於きましては曩に軍事保護院を設けて着々諸般の施設を講せられつつありますが、此の圓滑なる施行と徹底とは、國民の眞の協力なくしては到底出來ないのでありまして、之が爲には先づ諸君が、白衣の勇士達に對して持つて居らるる所の深き尊敬と感謝の心を永續せしめ、之より湧き出たる温き愛を以て此等の勇士の感ずる不自由と苦痛とを國民全體の艱苦と感じ、各人が此等勇士の不自由なる手足となり、之を扶け勵ますの心掛が肝要であります。

又彈丸雨飛の第一戦に於て凡ゆる困苦を忍び缺乏に耐へ、克く強敵に對して猛攻撃を續けられつつある皇軍將兵の爲めに慰問文、慰問品を送り、武運長久の祈願をすることでありませう。同時に戦歿軍人の遺族や出征軍人の家族が、生活に窮し勇氣の挫けることのない様に之を慰め、勤勞奉仕等に依り之を扶け勵まして第一戦の將兵をして斷じて後顧の憂なからしむる様努めなければなりません。現在に於ても縣民各位は涙ぐましい許りの熱意と努力とを以て此等の事を行つて頂いて居りますが事態の推移に鑑みまして一層之を強化徹底させて頂きたいのであります。

之と共に傷痕軍人諸士も、上 皇室の 御仁慈は申すに及ばず、國家社會の殊遇、國民の敬慕に報ひられ、自肅自戒往時を回想して一死報國の意氣を更に振ひ起し、自立自活以て再起滅私奉公の實を國民に垂範致さるる様希望して歇まないであります。

斯くの如く銃後の國民と傷痕軍人とが相互に感謝し合ふといふ美しい心魂に立つ事によつて、始めて誇るべき日本精神が發揚され、傷兵保護の大業が眞の目的を達し得るのであります。

最後に一言申し述べたい事、銃後々援強化週間を過るに際しまして、此の週間の行事を只單なる形式に墮せしむることなくどこまでも眞意の籠つたものとする事と、今一つは此等の諸行事を此の週間を以て終らせずして之を全縣民の日常生活に具現し遂には無意識の習慣と化する程度にまで徹底させることであります。曩にも申述べました如く事變の前途は洵に遼遠であり、これが終極解決は容易の業ではありません。而しながら希望の曙光は彼處此處に鮮かに現れつつあるのであります。官民協力を依る建設事業も着々其の進捗を見せつつあります。我國の眞意を諒解して之と提携せんとする國も増えて參りました。

即ち前途は遼遠でありますが又實に洋々たりであります。冀くば縣民諸君に於かせられましては深く東亞の情勢と世界の新動向を凝視し、よく時局の重大性を認識して日本國民としての決意と覺悟を新たにし眞面目に本週間を迎へられ愈々銃後の礎を固くし、長期に亙る國家總力戦に於て最後の勝利を得るまで、又東亞全體の運命の懸れる歴史的大事業の完成を見るまで常に必勝の信念を堅持し、斷乎搖がぬ不退轉の意氣を以て勇往邁進せられ、本運動の趣旨達成に充分なる協力をなし、以て御聖恩の萬一に報い奉る様切望して私のお話を終りたいと存じます。

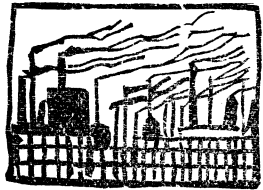
(十月四日・ラヂオ放送)

x

x

x

01036



### 第六回労働統計 實地調査

来る十月十日行はれる労働統計實地調査は、大正十三年第一回調査以來三年毎に行はれ來つた調査で、今回は第六回目であります。併し今回の調査は、從來の調査とは異り、時局下重要な意義を有するもので、今や我國が東亞に於ける新秩序の建設に最も必要とするものは、生産力擴充の遂行であります。

物と労働力とは車の兩輪の如きものでありまして、兩々相俟つて併進しなければ、生産力擴充の遂行は期し難いのであります。政府に於きましても夙に此の計畫を樹て、兩者の緊密なる連繫の下に、生産力擴充の大目的のために邁進しつつあるのであります。故に、**業主、及び労働者**

働者各位は、本調査の趣旨を充分理解せられ、誠實なる申告に努められたいのであります。又調査員各位も任務の極めて重大であり、且つ名譽であることを認識せられ、其の職責を完ふする上に遺憾なきを期せられたいのであります。

#### 調査の要綱

##### 一 工場關係

- (1) 調査の時期は、十月十日現在によつて行はれるのでありまして、期日たる十月十日に休業した該當工場で、引つづき十月二十日まで休業したものについては調査を打ち切ります。併し十月二十日以前に作業を再始した工場に付きましては、作業を再始した際に調査するのであります。調査の範圍は、常時五人以上の労働者を使用し、又は五人以上の労働者を使用する設備を有する工場の事業主、及び五十人以上の労働者を使用する工場に所屬する労働者に對し調査するものであります。
- (2)
- (3)

01037

但し

イ 造船業、航空機、人造絹糸製造、絹糸毛糸、麻糸又は綿糸紡績を営む工場では三百人以上。

- ロ 珪瑯品、セメント製造、精鍊業、金屬壓延業、電線、電纜、探鑛、選鑛、精鍊用機械器具、銃砲、彈丸、水雷、電動機、電氣機械器具、電氣通信機械器具製造、造船業、鐵道、軌道車輛、航空機、自轉車、自動自轉車、樂器、時計、肥料、火藥其他の發火物、マツチ、生糸、砂糖類製造、麥酒釀造、ガス發售供給業を営む工場では百人以上。
- ハ 燃糸業を営む工場では五十人以上。
- ニ 木蠟、蠟製品、眞綿、メリヤス、メリヤス品、建具、家具、指物類、漆器、疊表、花筵、菓産類、箆籠、行李類製造、藁、麥稈、經木、棕櫚細工等を営む工場では十五人以上となつて居りますが、技術者に付ても簡單な調査が

行はれることになつて居ります。

##### (3) 調査の方法

イ 準備調査 市町村長は八月十日現在に於てより八月二十日までに市町村内の該當工場名其の所在地及び所屬労働者數を調査することになつて居ります。

ロ 實 査 事業主は事業票を作成し労働調査員に提出せねばなりません。又調査員は労働票を作成し、之を労働者に示して署名又は捺印を求めらるるのであります。更に労働調査員は技術票を作成し技術票用紙に記入することになつて居ります。

ハ 實査後の手續 調査員は右の票を仔細に検討し、調査漏又は誤謬のあることを發見した時は、再調査し又は訂正の上檢印することになつて居ります。調査員は更に十月十日迄に事業票、労働票、技術票、労働者名簿及び同寫しを市町村長に提出、市町村長は更に之を檢

査し誤謬、脱漏ある場合は労働調査員に訂正させ、市町村要計表を作つて準備調査簿と共に地方長官に十月末日迄に提出することになつて居ります。

### 二 陸上運輸及取扱運輸業關係

- (1) 調査時期は工場關係と同じであります。
- (2) 調査の範圍は、陸上運輸業に於ては五十人以上の労働者を使用する地方鐵道、軌道、空架索道、又は一定の路線による自動車、運輸業を營むもので、運輸取扱業の方は同じく運輸取扱業を營むもので、船舶より若くは船舶への貨物の積卸事業、又は岸壁、波止場、停車場又は倉庫に於ける貨物取扱業を營むものをそれゝ調査するものであります。
- (3) 調査の方法は、工場關係と同じく市町村内の該當事業体名、其の所在地及び所屬労働者を調査するものでありまして、準備調査、實査、實査後の手續は工場關係と同様であります。



## 體力章檢定の實施

前に概要を記した體力章檢定がいよゝ近よつて來たので、厚生省では各道府縣に於ける實施準備を着々進め、本縣でも既に九月二十五、六、七日に互り鳥取、倉吉、米子の三ヶ所に於て、各市町村に於ける擔當者を集めてその實施要領を徹底せしめて遺憾なきを期してゐる。よつて此所に又一層詳しく記して各位の參考に資し、各地に於ける實施を遺憾なからしめたいと思ふ。

### (一) 體力章檢定の目的

體力章檢定實施の目的は普く青年をして自己の體力の現状並に國民體育の本義に關する認識

を深からしめると共に、體育活動に對する關心と興味を喚起し、自ら進んで之を日常生活の中に織込ませ以て次の時代の中堅となるべき青年の體力の増強を圖り、國力の根基を培養しようとするにある。

### (二) 實施の要領

- (1) 體力章檢定は本年を第一回として今後毎年實施するものであつて、檢定受験資格は數へ年十五歳から二十五歳迄の男子としてあるが二十六歳以上の者であつても特に希望するものに對しては受験させることが出来る。
- (2) 檢定種目は「走」「跳」「投」「運搬」「懸垂」の五種であつて、之を成績によつて「初級」「中級」「上級」の三つの級に分けるのである。
- (3) 體力章檢定は道府縣に於て市(區)町村長、中等學校又は特に指定せられた工場會社等単位として實施する。但し大學高等專門學校にありては各學校を單位とし、當該學校長に

於て之を實施する。

- (4) 市(區)町村長、又は前記の學校長團體長若くは之に準ずる者は檢定會を組織して、檢定會長として之を主催し且つ管理する。
- (5) 檢定は道府縣又は大學專門學校長に於て命じ若は委嘱した檢定員に依りて行ふ。
- (6) 檢定は競技場、學校校庭、廣場其の他適當な場所で行ふ。
- (7) 本檢定に合格する爲には全種目について各々定められた檢定標準に到達せねばならぬ。
- (8) 合格者には體力章(上級、中級、初級)を授與せられる。

### (三) 體力章檢定章標準

(1) 走	一〇〇米疾走	初級	一六秒以下
		中級	一五秒以下
		上級	一四秒以下
	二〇〇〇米走	初級	九分以下
		中級	八分以下
		上級	七分三〇秒以下

(2) 跳 走幅跳 {初級 四米以上、中級 四米五〇、上級 四米八〇} 糖以上

(3) 投 手榴彈投 {初級 三五米以上、中級 四〇米以上、上級 四五米以上}

(4) 運搬 運搬(五〇米) {初級 四〇斤一五秒、中級 五〇斤一五秒、上級 六〇斤一五秒}

(5) 懸垂 懸垂 屈臂 {初級 五回以上、中級 九回以上、上級 一二回以上}

(四) 檢定實施の一般的注意事項

(1) 檢定会の主催者は成るべく早く早く檢定会の日時場所を告知し、受検者をして充分練習せしめ、特に二千米走に付ては檢定日前に充分練習するやう指導すること。

(2) 檢定員は檢定實施に當り、受検者の健康状態に注意して、異状があると認められた場合には受検を見合せさせる。

(3) 受検者の服装は輕装とし、履物はスパイクを使用しないこと。

(4) 測定に當つては疲労休養其の他の條件をなるべく一定せしめる手段として約二三十名を以て一團とし、檢定員、受検者又は運動場の設備の状況によつて班を作つて實施順序を定めて實施する。

(5) 跳技は一人一技宛順次に行ひ、之を二回實施して優秀な方の記録を成績とする。

(6) 走は測定に支障のない限り多人數を同時刻に出發させてもよい。

(7) 檢定の實施に先だつて大日本國民體操、國民保健體操等の實施によつて準備を行ひ、又輕い試技を爲さしめるもよい。

(五) 檢定種目中の注意事項

(1) 走の出發は「位置について」「用意」の後、旗の合圖によつて行ふ。

(2) 跳は助走をして片脚踏切、跳ぶ。助走距離又は跳躍の型には制限はない。試技は二回である。

(3) 投技は投擲線の後方から立投で、手榴彈を投擲線と直角の前方に投げて距離を測定する。手榴彈(鑄物、ゴム、コンクリート等)の重量は五四〇瓦(一四〇匁)である。投擲は立投姿勢で行ひ、投げ方は制限はない。又助走を用ひてもよい。

(4) 運搬は五十米の距離に於て所定の重量物を十五秒以内に運搬し得るかを判定するのである。各級の標準重量物は初級四〇斤(約十貫)、中級五十斤(約十三貫)、上級六十斤(約十六貫)と定めてある。運搬の方法は自由である。

(5) 懸垂は鐵棒若は横木等に臂を伸して懸垂し、臂を屈げて體を舉上し得る回数を測定する。屈臂の程度は臂を屈げた時頭の位置を正しく保つて頤が用具の上線に出るを標準とする。屈臂の次に臂を伸ばす際は充分伸ばさねばならぬ。充分伸びぬ中に次の屈臂に移つたものは

一回に數へない。

× × ×

鳥取縣立鳥取工業學校の設立

本縣に於ける工業學校は從來米子に一枝あるのみで、しかもその内容は機械電氣科と應用學科の二科に止まり、到底時勢の要求に不十分なるをまぬがれなかつたのである。抑々本縣産業は農業の他は尙全國水準より低位にある状態であるから、産業の振興上工業教育の充實は極めて緊急を要するものがあるのである。

時恰も政府は工業技術員養成の急務を認めて全國的に工業學校の新設を助成せられることとなつたので、本縣としては右の理由によりこの際この國庫の補助を受けて更に一枝を新設し、



一は以て國策に順應し、一は以て本縣工業の振興を計ることとし、去る九月十二日臨時縣會を招集してその議決を経、九月二十日文部大臣の認可を得て取敢へず師範學校校舎の一部を假校舎として九月二十二日開校するに至つたのである。

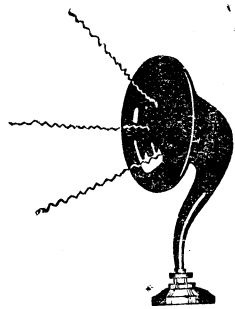
この工業學校建設に要する費用は四十一萬七千五百圓であつて、昭和十四年度より四ヶ年計畫で建設するものであるが、その内校舎の建築費は二十五萬二千圓で、校地七千五百坪は地元たる鳥取市の現物寄附を受けて建築することとなり、先づ本年度に於ては五萬九千圓を以て本館の一部と附屬建物の一部を建築することになつてゐる。この本年度の建築は普通教室四室、製圖室・職員室・事務室・校長室であり、附屬建物は小使室・炊事室・便所等である。

新設工業學校の内容は、學科は電氣科と金屬工業科の二科目であつて、各料とも一學級編制で定員各四十人、電氣科は修業年限五ヶ年で尋常小學校卒業程度の者を收容し、金屬工業科は

修業年限三ヶ年で高等小學校(二ヶ年)卒業程度の者を收容する。即ち兩科を通じて八學級三百二十名の定員となるわけである。

今年度の生徒入學試験は九月二十七・八日を以て施行したのであつたが、募集人員兩科併せて八十名に對して入學志願者五百八名の多數に上つたのであつた。本年度の入學者は十月三日より授業を開始し、授業日數を短縮して學年を終るものであつて、明年度の生徒募集は矢張り他の中等學校と同様三月に施行するものである。本校の設立によつて本縣の工業教育が充實しひいては本縣産業振興の一轉機をなすと共に、我國産業の飛躍的伸展に寄與せんことを、縣民ひとしく期待してやまないものである。

× × ×



物價騰貴の  
危険と  
引上げ禁止

此の度の聖戰遂行にあつて、銃後國民のしつかり覺悟をきめて實行して行かなければならぬことは澤山あるのであるが、中でも目下の狀勢からして一番大事なことは物價の値上りを防止すると云ふことである。この事については既に本報にも度々記した處であるが、失張り騰貴の傾向にあることは何と云つても遺憾なことである。

この物價の昂騰を抑へるについてはもとより政府の政策がよろしきを得ねばならぬことは云ふまでもないが一面最も緊要なことは國民一般がよく物價問題の根本を理解して國策に協力し

糧力物を買はないやうにすると云ふことである。他面國內に國民必需品が足りないから物の値が上ると云ふこともあるが、足りなければ足りない程國民は辛抱して物を買はずにしまはねば物の値はどうしても上らずには居ないのである。着物が足らねば古い物で辛抱しよう。それも足りねば破れたものをつくらつて、人前に出てても恥かしく思ふまい。世間もそれを尊敬しよう。食物が足らねば代用品を喰べようと、所謂臥薪嘗膽してどうしてもこの難關を持ちこたへねばならないのである。一番つらいのはもうしばらくである。滿洲の開発が出来、北支の資源が使はれ出したら、即ち國プロックで自給がつくやうになつたら、もう心配はないのだ。寧ろ輝かしい日本が出現するのである。吾々はどうしてもそれまで石にかちりついても辛抱して行かなければならないのだ。

この心持が國民全部に徹底しつくさないと、物價の昂騰傾向はどうしても止らないのである。

01044

世間には歐洲戰亂の勃發を以て我國の物資需給關係が好轉するだろうと期待するものもあるが、これは大きな誤解と云はねばならない。

それは戰亂が永びけば日本の輸出は幾分好況を呈するであらうが、日本への歐洲からの輸入は益々減少されるであらう。現に交戦各國は長期戦を見越して國民必需品やその他の重要品の海外輸出を禁止すると云はれてゐるし、いろいろ日本として外國輸出品の材料にも不足が豫想されるのである。原料の減少は自然輸出の増加を自由ならしめぬわけで、我が國の輸出貿易もさう樂觀を許さぬものがある。まして我が國としては新東亞建設の大業完遂の爲には益々外貨の獲得に努めねばならないのだから、外國からの輸入品は全部外國向輸出原料ばかりに止めて絶對に國內消費の爲には外國産の物を使はぬやうにしなければならぬのである。

即ち目下の日本は今次の歐洲戰亂によつて、決して二十五年前の第一次歐洲大戰の時のやうな經濟界好轉を豫想することゝ出来ないのでは

つて、歐洲戰亂によつて吾々の生活用品が潤澤にならう等と思ふのは大變な間違ひである。

△  
今や我が國の中には軍需品として多くの物資が政府に買ひ上げられ、民間の物資は一般に不足勝ちになつて居り、尙一層の減少をも前述の理由によつて豫期せねばならぬ。一面又軍事費として巨額の資金が民間に撒布せられつつあるのだから、どうしても國民がしつかり消費抑制の心構へを強くしなければ物價の騰貴は當然の歸結である。

政府はこれに對處して既に輸出入品等の臨時措置に關する法律を發動し、公定價格を制定し其の他種々の價格統制の手段を講じて來たのであるが、しかも價格の公定されない物品は依然騰貴の傾向を示し、ことに歐洲の動亂をきつかけに一部には思惑的取引も行はれて物價の昂騰は更に一段の拍車を加へるやうな状態にある。このやうな状態の下にあつては從來行はれて

01045

來た各品目につきいち／＼適正價格を定めて行くこと云ふ方法では、到底この非常時局に處し難い情勢にある。勢の趨くところ所謂インフレーションの現象を導いて來ると、その影響は測り知れないものがある。即ち通貨の信用は破壊して政府豫算の執行を防げ、戦争の進行を財政的に困難ならしめると共に、産業經濟並に國民生活の基礎を危くし、銃後の團結をも亂すやうになることは既に第一次歐洲戰亂を初め、東西の歴史にその例が多いのである。

△

依つて政府は、新聞紙にも記されてあるやうに去る九月十九日の閣議に於て、國家總動法第六條、第十一條及び第十九條を發動して應急措置として全般的に物價、運賃、賃金等を九月十八日の現狀に止め、これ以上に引上ることを禁止することに方針を決定せられたのである。

この引上禁止の内容については近く公布を見ることがなつて居るので今はこれを記さないが

△  
政府が英斷を以てこの方策を決定された所以はこの現下内外の情勢に處して物價の騰貴から來る恐るべき弊害を未然に防止し、我が國産業經濟及び國民生活の安固を期し、事變處理、東亞新秩序の建設の聖業の目的を達する爲には、どうしてもこの際思ひ切つた物價統制の措置を急速に施す必要があるからである。



### 第一回市町村

### 吏員講習會

この講習會は、時局を對象として市町村事務が非常に複雑多岐になつて來たのでその事務を